

照度 (1)

該当法令等	風営法 31 条の 23、14 条 風営法施行規則 29 条、30 条
懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるクラブ、ディスコ等のように、客に遊興をさせる部分で常に照明の演出を行う業態（飲食と遊興の場所が分離）については、原則として、遊興をさせる部分は照度の測定場所とはせず、飲食のための客席のみを測定場所とする。ただし、客室全体の面積に占める飲食のための客席の面積の割合が 1/5 以下となる場合は、客に遊興をさせる部分も照度の測定場所とする。 ・客室全体の面積に占める飲食のための客席の面積の割合が 1/5 以下となる場合は、客に遊興をさせる部分も照度の測定場所とすることは妥当か。
要望内容	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食のための客席の定義が不明確なので明確にして欲しい。 ・左記 (1) の基準については、「1/5 以下」ではなく、「1/10 以下」にして欲しい。 ・遊興フロアに隣接する簡易なテーブル等まで飲食のための客席だと解すれば、結局、照度の測定対象となりかねない。主として遊興に供される場所に限定して照度の測定対象としてほしい。
要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・演出上の効果として 10 ルクスを下回る場合が生じることを認めていることについては非常に評価できる。 ・客に遊興をさせる部分においては、客は純粋に音楽等を楽しんでいることが多く、演出上の効果として 10 ルクスを下回っていたとしても、そのことをもって風営法の規制の趣旨に反するものではない。
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

照度 (2)

該当法令等	風営法 31 条の 23、14 条 風営法施行規則 29 条、30 条
懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージでショー等を行う飲食店のように、ショーの上演中に飲食のための客席の照度を下げる業態（飲食と遊興の場所が一致）については、飲食のための客席のみを照度の測定場所とする。この場合、営業時間の半分以上の時間において、当該客席の照度を 10 ルクス以下とするのであれば、低照度飲食店営業に該当することになる。 ・演出上の効果として 10 ルクス以下とできるのが営業時間の半分までとすることが妥当か。
要望内容	<ul style="list-style-type: none"> ・演出上の効果として 10 ルクスを下回っている場合には、客はステージに直面し、純粋にライブ等の演目を楽しんでいるのが通常であり、客同士の交流が生まれるわけではなく、男女間の享乐的雰囲気醸成される場合も特にないので、そのことも考慮したうえで、演出上の効果として 10 ルクス以下とできる場合を規定すべき。
要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の半分は演目をする提供することができなくなり、実態にそぐわず、営業上の利益が大きく損なわれる。 ・ライブ等の演目の演出上の効果として 10 ルクス以下となっている場合に関しては、単に飲食店で照度が低く設定されているような場合と異なり、客は、純粋に演目を楽しんでいることが多く、警察が懸念するような、風営法の規制の趣旨を害するような状態が生じることはむしろまれであると考えられる。
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

営業所設置許容地域（１）

該当法令等	風営法 31 条の 23、4 条 2 項 2 号 風営法施行令 6 条 1 号 東京都風営法施行条例 3 条 1 項 1 号
懸念事項	<p>・ 特定遊興飲食店営業が認められる地域の指定について、現行風営法の「営業延長許容地域」を参考にするという考えが警察庁から示されている。東京都の場合では、「営業延長許容地域」は、商業地域であり、かつ、住居集合地域からの距離が 20m を超える区域の中から指定されている（東京都風営法施行条例 4 条の 2、同施行規則 4 条、風営法施行条例施行規則 4 条の規定による東京都公安委員会が告示する地域）。</p> <p>・ 準工業地域、近隣商業地域において特定遊興飲食店営業の許可が取得できない。</p>
要望内容	・ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域での営業を可能として欲しい。
要望理由	<p>・ 近隣への騒音等を避けるためにあえて興行施設を準工業地域に建設している場合があるが、このような興行施設で特定遊興飲食店営業の許可を取得できないこととすれば、規制緩和の観点から風営法を改正した趣旨を阻害してしまう。</p> <p>・ 営業時間延長許容地域は「風俗営業」に対する地域規制であり、小規模ライブハウス/レストラン/バー等の社会的リスクが極めて低いものも含まれる可能性のある「特定遊興」全般に対する規制としては相当性を欠く。</p> <p>これまで「風俗営業許可」を取得し健全に営業してきたナイトクラブ事業者、これまで一切の警察指導を受けることなく深夜に遊興的な要素のあるコンテンツを提供してきた営業まで阻害してしまい、かえって規制強化になる。</p>
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

営業所設置許容地域（２）

該当法令等	風営法 31 条の 23、4 条 2 項 2 号 風営法施行令 6 条 1 号 東京都風営法施行条例 3 条 1 項 1 号
懸念事項	<p>・ 特定遊興飲食店営業が認められる地域の指定について、現行風営法の「営業延長許容地域」を参考にするという考えが警察庁から示されている。東京都の場合では、「営業延長許容地域」は、商業地域であり、かつ、住居集合地域からの距離が 20m を超える区域の中から指定されている（東京都風営法施行条例 4 条の 2、同施行規則 4 条、風営法施行条例施行規則 4 条の規定による東京都公安委員会が告示する地域）。</p> <p>・ 大規模繁華街でも住居集合地域が近接する地域（例：六本木）で許可が取得できなくなる可能性が高い。</p>
要望内容	・ 住居集合地域からの距離についての一律の制限を設けるべきではない。
要望理由	・ 近隣への騒音等の問題を解決するにあたって、一律に住居集合地域からの距離制限を設けて、特定遊興飲食店営業の許可自体を取得できないようにするのではなく、許可取得は可能としたうえで、許可を受けた店舗が、風俗環境保全協議会等を活用しながら上記各問題が発生しないように取り組んでいくべきである。
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

保護対象施設（１）

該当法令等	風営法 31 条の 23、4 条 2 項 2 号 風営法施行令 6 条 1 項口 東京都風営法施行条例 3 条 1 項 2 号
懸念事項	・深夜に保護対象施設に人がいない場合についても、保護対象施設として設定することは、営業の過度の規制になるのではないか。
要望内容	・施設の性質ごとに検討し、夜間に人がいないような施設（小学校等）については、保護対象施設から除外して欲しい。
要望理由	・保護対象施設を設ける趣旨を考えると、夜間に人が存在しない施設に関しては保護対象施設として設定する必要性は低い。また、学校等に関しては生徒が登校する時間には、周辺に顧客がいないような形にするために、午前 5 時には営業を終了するといった対策をとることが可能。
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

保護対象施設（２）

該当法令等	風営法 31 条の 23、4 条 2 項 2 号 風営法施行令 6 条 1 項口 東京都風営法施行条例 3 条 1 項 2 号
懸念事項	・ホテルや複合施設のビル内に保護対象施設が存在する場合、また保護対象施設との間に歩道等がなく人的動線がない場合、平面での直線距離を測る従来の保護対象施設との距離の計測方法では、同じビル内でも階数が離れていて、騒音等の影響がない場合にも、営業所を設置できなくなる。
要望内容	・保護対象施設との距離の計測方法に関しては、平面での直線距離での計測ではなく、高さや実際の歩行可能道路の距離も含めた実質的な距離の計測に変更して欲しい。
要望理由	・保護対象施設を設ける趣旨を実質的に考えるべきであり、実際に保護対象施設への影響が生じないような場合にまで、平面の直線距離で保護対象施設との距離を計測して規制するのは過度な規制といわざるを得ない。
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

保護対象施設（3）

法令等	風営法 31 条の 23、4 条 2 項 2 号 風営法施行令 6 条 1 項口 東京都風営法施行条例 3 条 1 項 2 号
懸念事項	・現行風営法の 3 号営業の許可取得店舗に関しても、特定遊興飲食店営業の許可を取得するにあたっては、新規での申請ととらえ、3 号営業の許可取得後に保護対象施設が設置された場合、その施設からの距離制限が適用されることになる可能性が高い。
要望内容	・現行風営法の 3 号営業の許可取得店舗に関しては、3 号営業の許可取得後に設置された保護対象施設については距離制限の対象としてカウントしないようにして欲しい。
要望理由	・現行風営法の 3 号営業の許可を取得している店舗が同じ場所で特定遊興飲食店営業の許可を取得しようとした際に、3 号営業の許可を取得後にできた保護対象施設のために、営業を続けられないことになるのは、3 号営業のままであれば営業を続けられたはずであるのと比べてバランスが悪い。
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会

特定遊興飲食店営業の「遊興」、「設備を設けて」の定義（１）

該当法令等	定義なし（風営法２条１１項、旧３２条１項２号） 解釈運用基準第２３第３項（１）
懸念事項	・現行の解釈運用基準の解釈では、「遊興」とは営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる行為をいう。具体的には、不特定多数の客に歌、ダンス、ショー、演芸、映画その他の興行等を見せる行為、生バンドの演奏等を客に聴かせる行為、のど自慢大会等客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為。 ・「遊興」の概念が不明確。規制が広範に及ぶ可能性大。
要望内容	・定義を明確化すべき。 ・「設備を設けて」客に遊興させる場合を対象にすることから、営業の内容ではなく、一定の設備の有無といった客観的な判断が容易な基準で定義づけして欲しい。
要望理由	・従前、罰則のなかった深夜飲食店の深夜遊興の禁止と異なり、特定遊興飲食店営業では、刑罰をもって無許可営業を規制することになった以上、「遊興」の定義については、あらかじめ明確化することが罪刑法定主義の観点から求められている。
要望者	日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

特定遊興飲食店営業の「遊興」、「設備を設けて」の定義（２）

該当法令等	定義なし（風営法２条１１項、旧３２条１項２号） 解釈運用基準第２３第３項（１）
懸念事項	・現行の解釈運用基準の解釈では、「遊興」とは営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる行為をいう。具体的には、不特定多数の客に歌、ダンス、ショー、演芸、映画その他の興行等を見せる行為、生バンドの演奏等を客に聴かせる行為、のど自慢大会等客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為。 ・現行風営法では深夜遊興禁止に罰則がなかったが、改正風営法では刑罰を課せられることになる。
要望内容	・刑罰の謙抑性の観点から「遊興」の範囲を限定化すべき。
要望理由	・「遊興」は幅広い概念であるところ、風営法１条の規制の趣旨が該当する遊興は一部に限定されるはずである。従前、罰則のなかった深夜遊興の禁止と異なり、特定遊興飲食店営業に関しては、刑罰をもって無許可営業を規制することになった以上、刑罰に値する「遊興」の範囲については極めて限定的であるべきである。
要望者	日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

特定遊興飲食店営業の「遊興」、「設備を設けて」の定義（3）

該当法令等	定義なし（風営法2条11項、旧32条1項2号） 解釈運用基準第23第3項（1）
懸念事項	<p>・ 現行の解釈運用基準の解釈では、「遊興」とは営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる行為をいう。具体的には、不特定多数の客に歌、ダンス、ショー、演芸、映画その他の興行等を見せる行為、生バンドの演奏等を客に聴かせる行為、のど自慢大会等客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為。</p> <p>・ 野外フェスのように、そもそも立地規制や施設の構造要件を満たすことができないものまで「遊興」に含まれると解せば弊害が大きい。</p>
要望内容	・ 野外フェスのような非常態的な営業に関しては、特定遊興飲食店営業の規制の対象外とすべき。
要望理由	・ 非常態的な営業に関しては、反復継続性が認められないことから、特定遊興飲食店営業として捕捉すべきものではない。
要望者	日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

特定遊興飲食店営業の「遊興」、「設備を設けて」の定義（4）

該当法令等	定義なし（風営法2条11項、旧32条1項2号） 解釈運用基準第23第3項（1）
懸念事項	<p>・ 現行の解釈運用基準の解釈では、「遊興」とは営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる行為をいう。具体的には、不特定多数の客に歌、ダンス、ショー、演芸、映画その他の興行等を見せる行為、生バンドの演奏等を客に聴かせる行為、のど自慢大会等客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為。</p> <p>・ 風営法の趣旨に反しないようなものまで「遊興」に含まれるとすると過度に広範な規制となりかねない。これらの点からすれば、「遊興」の概念は限定的に解すべき。</p>
要望内容	・ 風営法1条の規制の趣旨に該当する「遊興」を限定的に定義づけしたうえで、それ以外の「遊興」に関しては、特定遊興飲食店営業の規制の範囲外となることを解釈運用基準等において明記すべき
要望理由	・ 「遊興」という言葉を字義どおりに捉えれば、本来、風営法1条の規制の趣旨に反しない営業形態についてまで、特定遊興飲食店営業に該当するのではないかという懸念が生じてしまう。この場合にも、特定遊興飲食店営業の許可を取得するというコストを掛けなければならないとすれば、当該営業にとって不当な制限になる。また、仮に、特定遊興飲食店営業の許可基準を満たさないような場合等に、コンプライアンス重視の観点から、当該営業を行わないという判断がなされる可能性がある。本来、風営法の規制の趣旨に反しない営業について、このような自主規制が行われれば、規制緩和、成長戦略という風営法改正の目的が阻害され、弊害が大きい。
要望者	日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

特定遊興飲食店営業の「遊興」、「設備を設けて」の定義（５）

該当法令等	定義なし（風営法 2 条 11 項、旧 32 条 1 項 2 号） 解釈運用基準第 23 第 3 項（1）
懸念事項	・「設備を設けて」の具体的な内容が不明確。
要望内容	・風営法 1 条の規制の趣旨に該当する「遊興」を定義づけるために、同趣旨を害するような享乐的雰囲気醸成するような設備内容について、明確に定義を行うべき。
要望理由	・謙抑性の観点からは、遊興の範囲を限定的に解するための「設備を設けて」という要件の具体的な内容を明確にするべき。
要望者	日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

客室1室の面積

該当法令等	風営法 31 条の 23、4 条 2 項 1 号 風営法施行規則 8 条
懸念事項	・客室一室の面積を 33 平米以上とするのが妥当かどうか。
要望内容	・客室一室の面積について 16.5 平米以上として欲しい。
要望理由	<p>【1】 接待を行う風俗営業では客室（洋室）の最小面積が 16.5 平米とされているにも関わらず、遊興を行う特定遊興飲食店営業においては、客室の最小面積をその 2 倍にしなければならないという合理的な理由が不明。</p> <p>【2】 防音のためにあえて音の大きい遊興フロアと飲食フロアを区切る場合もある。このような場合に各フロアごとに 33 平米を確保するのは困難。</p>
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク